

(趣旨)

第1条 この規程は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、建設工事の請負（以下「工事請負」という。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格及び資格審査その他必要な事項を定めるものとする。

(入札に参加することができる者)

第2条 入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者で、入札に参加する資格（以下「参加資格」という。）を認められたものとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により建設業の許可を受け、その許可後の営業期間が1年を経過しない者
- (2) 競争入札等に参加しようとする日の1年7月前の日の直後の事業年度の終了の日以降に法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- (3) 経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日の直前3年の事業年度において参加資格に係る法別表第1の建設工事（「とび・土工・コンクリート工事」については、その内訳として「法面処理工事」を含む。次号において同じ。）の種類別の完成工事高を有しない者
- (3) 競争入札等に参加しようとする日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に参加資格に係る法別表第1の建設工事の種類別に法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者
- (5) 法第28条第3項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者
- (6) 次のいずれかに該当する者

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者（以下単に「役員」という。）をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的

をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 法人であって、ウからオまでのいずれかに該当する役員があるもの

(資格審査の申請)

第3条 参加資格の審査を受けようとする者は、管理者が別に定める建設工事入札参加資格審査申請書に、次に掲げる書類を添付し、管理者に提出しなければならない。

- (1) 営業所一覧表
- (2) 技術職員数を記載した書面
- (3) 工事の施工実績を記載した書面
- (4) 舗装機械所有状況を記載した書面
- (5) 納税状況の調査に関する承諾書（本市に住所又は営業所等を有しない者にあつては、所得税又は法人税の納税証明書）
- (6) 経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- (7) 消費税及び地方消費税の納税証明書
- (8) 暴力団等の排除に関する誓約書
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 参加資格の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請期間に行わなければならない。

- (1) 定期申請 平成22年及び同年から2年目ごとの年（以下「定期申請年」という。）の前年の12月15日から定期申請年の2月14日までとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。
- (2) 随時申請 随時

3 前項の申請書提出後に記載内容に変更を生じ、又は承継、廃業等があったときは、速やかに届出をしなければならない。

(資格審査)

第4条 管理者は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、これを審査し、入札参加資格者名簿へ登載するとともに、申請者に通知するものとする。

(委員会の設置及び組織)

第5条 第3条第1項の規定による資格審査の申請をした者について必要な事項を審査するため、上越市ガス水道局競争入札参加資格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の事項について管理者に答申するものとする。

- (1) 指名競争入札に参加する資格があると認められる業者の選定
- (2) その他必要な事項

3 委員会は、総務課長、お客様サービス課長、建設課長、施設管理課長及び浄水課長（以下「各課長」という。）をもって組織し、委員長は、委員の互選により定める。ただし、審査する事項が重要であるときは、委員会は、局長及び各課長をもって組織し、この場合においては、局長を委員長とする。

4 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。委員長不在のときも同様とする。

6 委員会の庶務は、総務課において処理する。

（委員会の会議）

第6条 委員会の会議は、必要に応じ、委員長がこれを招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、急施を要し、委員会の会議を開くいとまのないときは、関係委員に回議してこれに代えることができる。

（参加資格の有効期間）

第7条 参加資格の有効期間は、次のとおりとする。

- (1) 定期申請 定期申請年の4月1日から次の定期申請年の3月31日まで
 - (2) 随時申請 入札参加資格者名簿に登載された日から次の定期申請年の3月31日まで
- （参加資格の取消し、格付の降級等）

第8条 管理者は、参加資格があると認定した者（以下「参加資格者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該参加資格を取り消すものとする。

- (1) 参加資格者が死亡した場合
- (2) 法人が合併その他の事由により解散した場合
- (3) 許可を受けた建設業の全部又は一部の業種を廃止した場合

2 管理者は、前項に規定するもののほか、参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該参加資格の取消し又は格付の降級をすることができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があったとき。
- (2) 第2条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第3条第1項若しくは第3項の規定により提出した書類に事実と異なる事項を記載し

たとき。

(4) 第3条第3項の規定による届出をしなかったとき。

(入札参加者の指名)

第9条 管理者は、指名競争入札に付するときは、参加資格者のうちから指名するものとする。ただし、特別の事由があるときは、これによらないで指名することができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

(平成24年度及び平成25年度の参加資格の特例)

2 平成24年度及び平成25年度の参加資格の審査の申請期間に関する上越市ガス水道局建設工事入札参加資格審査規程の一部を改正する規程（平成25年上越市ガス水道事業管理規程第 号）の規定による改正前の上越市ガス水道局建設工事入札参加資格審査規程（以下「改正前規程」という。）第3条第3項第1号の規定の適用については、同号中「平成19年及び平成22年並びに同年から2年目ごとの年（以下「定期申請年」という。）の1月15日から2月14日まで」とあるのは、「平成23年12月15日から平成24年2月14日まで」とする。

3 平成24年度及び平成25年度の参加資格の有効期間に関する改正前規程第7条第2項第1号の規定の適用については、同号中「定期申請年の4月1日から次の定期申請年の3月31日まで」とあるのは「平成24年4月1日から平成26年3月31日まで」とする。

附 則（昭和49年管理規程第9号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年管理規程第9号）

この規程は、公布の日より施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年管理規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年管理規程第5号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の上越市ガス水道局競争入札参加資格及び審査に関する規程の規定は、平成元年2月1日から適用する。

附 則（平成14年管理規程第11号）

この規程は、平成14年12月1日から施行する。

附 則（平成16年管理規程第31号）

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年管理規程第3号）

この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条の改正規定 公布の日
- (2) 第5条の改正規定 平成17年4月1日

附 則（平成17年管理規程第16号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年管理規程第7号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年管理規程第3号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の上越市ガス水道局競争入札参加資格及び審査に関する規程の規定は、平成24年4月1日以後に名簿に登載する者に係る資格について適用し、同日前に名簿に登載する者に係る資格については、なお従前の例による。

附 則（平成24年管理規程第2号）抄

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年管理規程第3号）抄

（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年12月13日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の上越市ガス水道局建設工事入札参加資格審査規程の規定は、平成26年4月1日以後に名簿に登載する者に係る資格について適用し、同日前に名簿に登載する者に係る資格については、なお従前の例による。